

総発第402号
令和7年3月27日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和7年2月26日付け監発第92号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

商工港湾課

《注意事項》

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・新田産業奨励賞授賞式及び記念講演会会場設営等業務委託（R6.10.30～R6.12.6）
- ・酒田勤労者福祉センター防災設備保守点検業務委託【長期継続契約】（R6.4.1～R9.3.31）
- ・酒田勤労者福祉センター 汚水柵汚泥清掃・収集・運搬業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・酒田勤労者福祉センター汚水柵汚泥処分業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・酒田勤労者福祉センター自動ドア保守点検業務委託【長期継続契約】（R6.4.1～R9.3.31）
- ・さかた海鮮市場自動ドア保守点検業務委託【長期継続契約】（R6.4.1～R9.3.31）

■措置内容

契約書の引用条項を確認し、契約手続きにおいて適切に対応する。

交流観光課

《指摘事項》

【支出事務】

○支出手続が行われた請求書の記載内容が適切でないもの

事前交付を決定した酒田DMO運営費補助金（人件費含む）の請求書に消費税の記載があり、消費税額を含んだ額で支払が行われていた。交付決定額に本来消費税が課税されない人件費等に対する税額が含まれているか確認はできなかったが、消費税法基本通達（5-2-15）により、補助金には消費税が課税されないため、消費税が記載された請求書は適切ではない。

さらに、当該補助金交付決定額は、交付要綱により1,000円未満切捨てにもかかわらず、1円単位まで交付決定していた。

補助金交付決定額の積算内訳を再度確認し、積算根拠を明確にするとともに、関係規程等にのっとり適切に行うこと。

【内容】

補助金名	酒田DMO運営費補助金
補助金交付決定日	令和6年4月1日
補助金交付決定額	38,972,294円
請求書記載の消費税額	3,542,935円（内税）

■措置内容

消費税額の記載については、請求書作成時にエクセル様式を使用したため自動で消費税が記載されたものであり、端数の交付決定については、端数切捨て処理に見落としがあったものだった。

いずれの指摘事項についても、補助金の実績報告に係る交付額の確定処理において、適正な内容で処分する。

【外郭団体】

○予算の裏付けが無いにもかかわらず事業を実施し、現金で会計処理をしているもの

クルーズ船が寄港した際は、船社がシャトルバスを運行しているが、令和5年11月寄港の船社は荒天時のリスクからシャトルバスの運行を行わないと決定した。そのため、緊急的に市が事務局を担う外郭団体である酒田交流おもてなし市民会議（バス特別会計）で、シャトルバスの運行を決めたが、運行に係る予算の補正予算等の手続を行わずに、市内シャトルバス運行業務委託契約を令和5年10月に締結した。この契約は、運行経費の財源を十分に確保できないおそれもある中、財源不足が生じた場合の対処方法について関係機関と書類を取り交すこともなく締結していた。

バス特別会計の銀行口座は決算確定後の令和6年4月に開設され、それまでの会計処理は現金で行われていた。また、出納に係る書類に不足があり、経理が適正に行われていたか確認するべきがない。他にも予定価格超過で市内シャトルバス運行業務委託契約を締結する、職員が立替払をするなど、様々な課題が見受けられた。独自の経理規程がない場合は、出納課作成の「市が外郭団体等の事務局を担う場合の経理基準」にのっとり適切な処理を行うことが必要である。

全体として、事業を実施することを最優先とし、適正な経理や事務手続について問題があったと言わざるを得ない。この市内シャトルバス運行は、クルーズ船の乗船者を対象とし、令和5年11月の2度に限り運行を行ったもので、結果としてバス利用料により経費を賄うことができたが、今後の事業運営は、このことを十分に検証のうえ、関係法令等を遵守し適正に行うこと。

■措置内容

バス運行の実施については、船社が運行依頼を行うよう徹底し、酒田市及び外郭団体での対応は行わないことを基本とする。

しかし、今後同様の対応を迫られた場合、山形県、“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会、商工港湾課と事前協議を行い、クルーズ船の受け入れそのものの可否、シャトルバス運営を行う場合の意思決定、予算措置について、十分な協議を行うと共に、経理や事務手続きについて適正な処理を行うことを徹底する。

《注意事項》

【支出事務】

- 支払時期が適切でないもの
- 事務事業の予算措置において改善を要するもの

令和5年4月実施の「日和山桜まつり」、5月実施の「酒田まつり」の負担金は、それぞれ酒田日和山桜まつり実行委員会と酒田まつり実行委員会に令和5年4月に支払している。しかし、それぞれのまつりの事務局業務を担った、実行委員会とは別団体に対する「事務局業務負担金」は、約1年後の令和6年4月に支払をしていた。

「事務局業務負担金」は個々の業務時間数と時間単価の積算額で決定されていたが、各まつりの事務局業務委託としての要素が大きい負担金であれば、直接、各まつり実行委員会負担金に事務局業務費として含め、それぞれの実行委員会で事務局業務を委託する費用とすることも考えられる。予算措置について検討し、支払処理は速やかに行うこと。

■措置内容

事務局業務負担金の予算措置については、直近の予算要求となる令和8年度予算からの整理に向けて検討を行う。

支払処理については、適正時期の執行を組織として徹底する。

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書が複数あった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・酒田夢の倶楽駐車場整理業務委託（R6. 4. 1～R6. 11. 30）
- ・飛島公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託【長期継続契約】（R6. 4. 1～R9. 3. 31）
- ・観光用自転車点検・配置業務委託料（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・飛島観光用自転車維持管理委託料（R6. 4. 1～R6. 10. 31）
- ・飛島観光用自転車建物賃貸借（R6. 11. 1～R7. 3. 31）

■措置内容

既存の契約書について当該内容の確認を行った。

今後作成する契約書についても、引用法令の条項を含めた記載内容の確認を徹底する。

○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和6年度に締結された業務委託契約に、契約書どおりの業務完了報告書等の提出がなく、履行確認を行っていないものがあった。

市で契約書（案）を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。

【確認した契約】

- ・ふるさと納税書類封入業務委託【単価契約】
- ・寄附者管理システム保守管理業務委託

【契約書（共通）】

（業務完了報告等）

第2条 受託者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書等を受領したときには、その日から起算して 10日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。

■措置内容

指摘を受けた事項について委託事業者と協議し、2月分から書類の提出を受けた。今後、業務の運用に合わせた仕様・契約内容に改め、担当者のみならず関係者を含め、

業務委託契約等に基づいた事務処理を行っているか確認を行うとともに、再発防止に取り組む。